



令和8年1月5日  
報道発表資料  
川崎市（環境局）

川崎市

## 「(仮称) 電解用鉄工場建設に係る条例環境影響評価準備書及び要約書」の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、(仮称) 電解用鉄工場建設に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

### 1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 電解用鉄工場建設  
種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

### 2 指定開発行為者

名 称：旭化成株式会社  
代表者：製造統括本部 川崎製造所長 矢野達也  
所在地：神奈川県川崎市川崎区夜光1-3-1

### 3 公告日

令和8年1月5日（月）

### 4 条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧

#### (1) 縦覧期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月18日（水）まで  
土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし川崎区役所は、第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。

#### (2) 縦覧場所及び時間

川崎区役所2階、大師支所仮庁舎2階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（1月5日）は、午前10時から縦覧を行います。

\*上記期間中、本市ホームページに当該準備書及び要約書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>



川崎市 アセス図書の公表

掲載先ホームページ 二次元コード

### 5 事業内容等に関する問合せ先

窓 口：旭化成株式会社 川崎製造所  
電 話：044-271-2021  
FAX：044-271-2060

### 6 備考

「条例環境影響評価準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木  
電話 044-200-2152



# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和8年1月5日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、(仮称)電解用鉄工場建設に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し（以下「条例準備書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	旭化成株式会社 製造統括本部 川崎製造所長 矢野達也
	名称	(仮称) 電解用鉄工場建設
	種類	工場又は事業所の新設（第3種行為）
	実施区域	神奈川県川崎市川崎区夜光1-3-1
	目的	電解用鉄量産用の工場建屋および生産設備等の建設
	内容	建築面積：約4,700m <sup>2</sup> 敷地面積：約7,200m <sup>2</sup> 排水量：42m <sup>3</sup> /日以下 燃料使用量：0.5L/h以下（重油換算）
	施行期間	令和8年6月（準備・仮設工事着手予定） 令和10年8月（試運転完了予定）
	縦覧期間	令和8年1月5日（月）から令和8年2月18日（水）まで
縦覧のお知らせ	縦覧場所及び時間	■川崎区役所2階、大師支所仮庁舎2階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ただし、川崎区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分行います。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（1月5日）午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。 検索 川崎市 アセス図書の公表 
	意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、Eメールでは受け付けていませんので御注意ください。